

議案第 4 3 号

市川市一般職員の給与に関する条例及び市川市職員の勤務時間、  
休日、休暇等に関する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例及び市川市職員の勤務時間、休日、休暇  
等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例及び市川市職員の勤務時間、  
休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）の一  
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 5 条」を「第 4 条第 2 項」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「ときは、」の次に「勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定す  
る時間外勤務代休時間又は」を加え、「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」  
に改める。

第 1 4 条中第 3 項を第 6 項とし、第 2 項の次に次の 3 項を加える。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第 2 条の 2 第 1 項、第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が 1 箇月について 6 0 時間を超えた職員には、その 6 0 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（前項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第4条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 第2項に規定する規則で定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和55年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(時間外勤務代休時間)

第4条 任命権者は、市川市一般職員の給与に関する条例(昭和26年条例第22号)第14条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第2条の2第2項、第2条の3又は第

2 条の 4 の規定により勤務時間が割り振られた日（次条に規定する休日及び第 5 条の 2 第 1 項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、第 2 条から第 2 条の 4 までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）においても勤務することを要しない。

第 5 条各号列記以外の部分を次のように改める。

職員は、次に掲げる日（次条において「休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第 5 条の 2 第 1 項中「前条に規定する」を削り、「(休日)」を「(第 4 条第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

労働基準法等の改正に伴い、時間外勤務が1か月に60時間を超えた場合における当該超えた部分の時間外勤務手当の支給割合を改定するとともに、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる時間外勤務代休時間を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。